**償却資産の概要**

* **償却資産とは？**

固定資産税の課税対象となる事業用資産の一種です。個人または法人が所有する、土地および家屋以外の、事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定により損金または必要な経費に算入されるものです。

* **償却資産の種類**

償却資産の主なものは次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 名称 | 主な償却資産の内容 |
| 1 | 構築物 | 駐車場の舗装、広告塔、看板、屋外電気設備、受変電設備、フェンス、門・塀・植栽等外構工事　など |
| 2 | 機械及び装置 | 製造設備、建設機械、印刷機械、太陽光発電設備、ポンプ　など |
| 3 | 船舶 | 釣り舟、ボート、漁船、遊覧船　など |
| 4 | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー　など |
| 5 | 車両及び運搬具 | 大型特殊自動車（分類番号が0、00～09、000～099）、「9、90～99、900～999」の車両）パワーショベル、構内運搬車　など※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く。 |
| 6 | 工具、器具及び備品 | 机・椅子（店舗・事務・応接用）、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、ロッカー、陳列ケース、金庫、レジスター、事務用機器、医療機器、美容機器、厨房機器、その他の什器備品　など |

**【 申告の対象にならないもの 】**

○ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、営業権等）

○ 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

○ 取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

○ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

* **業種毎の区別**

業種毎の課税対象となる具体例は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 主な償却資産例 |
| 共通 | パソコン、コピー機、ルームエアコン、ロッカー、キャビネット、事務机、応接セット、金庫、看板、舗装路面、駐車場設備、受変電設備、庭園、門、塀、外構、広告塔、外灯、ネオンサイン、冷蔵庫　など |
| 小売業 | 陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機、冷凍冷蔵庫、日よけ　など |
| 不動産貸付業 | 受変電設備、外構工事（門扉・フェンス、植込工事、側溝等）、屋外電気、給排水設備、自転車置き場　など |
| 飲食店業 | 厨房設備、テーブル、椅子、カラオケセット、冷凍冷蔵庫、室内装飾品、製麺機　など |
| 理容・美容業 | 理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、パーマ器、サインボール　など |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ボイラー、看板　など |
| 製造業 | 金属製品製造加工設備、食料品製造加工設備、旋盤、ボール盤、梱包機、圧縮機、測定・検査工具　など |
| 印刷業 | 製版機、印刷機、裁断機　など |
| 建設業 | ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるものを除く）、大型特殊自動車、ミキサー、構内運搬車、発電機　など |
| 医・歯業 | 医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診察ユニット、ファイバースコープ、ＣＴスキャン、ベッド、電気血圧計等）、各種キャビネット　など　 |
| 駐車場業 | 機械式駐車設備（ターンテーブル等）、駐車場管理システム、照明等の電気設備、舗装路面　など |
| 娯楽業 | パチンコ機、ゲーム機、シマ（パチンコ機器等取付台）工事、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場設備、接客用家具、駐車場設備、照明設備　など |
| ガソリンスタンド | 洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、防壁　など |
| 旅館・ホテル業 | 厨房設備、洗濯設備、ボイラー、客室設備（ベッド、テレビ、カーテン等）、放送設備、応接セット　など |